

## 熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付要綱

制定	昭和62年	6月	1日	制定
改正	平成11年	4月	1日	改正
	平成22年	6月	1日	高齢介護福祉課長決裁
	平成23年	7月	1日	高齢介護福祉課長決裁
	平成28年	2月	1日	高齢介護福祉課長決裁
	平成30年	3月	1日	高齢介護福祉課長決裁
	令和2年	3月30日		高齢福祉課長決裁
	令和3年	3月25日		健康福祉局長決裁
	令和4年	3月	4日	健康福祉局長決裁
	令和5年	10月	1日	高齢福祉課長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉・健康の増進に資することを目的として、在宅福祉事業費補助金の国庫補助について（平成4年3月2日厚生省発老第19号）別紙「在宅福祉事業費補助金交付要綱」（以下「国補助金要綱」という。）に基づく在宅福祉事業費補助金を活用して単位老人クラブ（以下「単老」という。）に対し交付する熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金（以下「助成金」という。）について、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象団体)

第2条 助成金の交付の対象となる単老とは、老人クラブ活動等事業の実施について（平成13年10月1日老発第390号厚生労働省老健局長通知）に定める老人クラブに該当する組織であって、最低月1回の活動を9か月以上（新規結成単老は6か月以上）にわたって行うものとする。

### (助成対象経費)

第3条 助成金交付の対象となる経費は、国補助金要綱第4項の表の高齢者地域福祉推進事業費の項に規定する老人クラブ事業に係る対象経費であって、第6条の規定による交付決定があった年度の4月1日から翌年3月31日までに生じたものとする。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、次のとおりとする。

- (1) 老人クラブ活動助成金 年額48,000円
- (2) 老人クラブ健康増進助成金 年額5,000円

2 年度途中で活動の開始又は休止（解散を含む。）があった場合には、活動のない月について、老人クラブ活動助成金を月割りで減額して交付する。

### (交付の申請)

第5条 助成金の交付の申請をしようとする単老（以下「申請者」という。）は、熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 年間活動計画書
- (2) 収入支出予算書
- (3) 会員名簿
- (4) 会則
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類

(交付決定)

第6条 助成金の交付の申請があったときは、当該申請書の審査により助成金等の交付の決定をするものとする。この場合において、必要な条件を付するものとする。

2 助成金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに付した条件を、熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(計画変更の申請等)

第7条 助成金の交付の決定を受けた単老は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ助成事業計画変更申請書（様式第3号）に第5条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 事業に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 助成金の交付の決定を受けた単老は、事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならないこととする。

3 第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付取消・変更通知書（様式第4号）により交付の決定を取り消し、又は変更することができることとする。

(実績報告)

第8条 事業を行う単老（以下「助成事業者」という。）は、毎年度の事業終了後速やかに、実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 年間活動報告書
- (2) 収入支出決算書又は決算見込書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な書類

(助成金の額の確定)

第9条 前条に規定する実績報告を受けた場合においては、その内容を審査の上、助成金の額を確定するものとする。この場合において、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができることとする。

2 助成金の確定は、熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付確定通知書（様式第6号）により、当該助成事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、前項に規定する通知書に理由を付して通知することとし、助成事業者が既に助成金の交付を受けている場合は、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(助成金の交付)

第10条 助成金は、前条により確定した額を事業終了後に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業の性質上その事業の終了前に交付することが適当と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができることとする。
- 3 前項の交付を受けようとする助成事業者は、熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金概算交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならないこととする。
- 4 前項に規定する概算交付の申請は、当該助成金の交付申請と同時に、又は当該助成金の交付申請後その交付決定前においても行うことができることとする。この場合において、当該概算交付の申請は、前条の規定による助成金の交付決定があったときに効力を生じることとする。
- 5 第2項の概算額の交付決定をしたときは、熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金概算交付通知書(様式第8号)により助成事業者に通知するものとする。この場合において、必要な条件を付することができることとする。

(オンラインによる申請等の手続)

第11条 この助成金に関し申請者が行う次に掲げる手続は、オンライン(インターネットに接続された各人の端末を利用して手続を行う方法をいう。以下同じ。)で行うことができることとする。

- (1) 助成金の交付申請及び概算交付申請
  - (2) 実績報告
  - (3) その他本市が認める手続
- 2 前項の規定によりオンラインで手続を行おうとする申請者は、電子申請システム(オンラインで助成金の交付に関する手続を行うために用いるシステムとして本市が指定するものをいう。以下同じ。)において、各手続における必要事項を入力するとともに、各手続に必要となる添付書類をアップロードして送信しなければならないこととする。この場合において、申請者の本人確認は、あらかじめ申請者に対し発行したID・パスワードを電子申請システムで認証することにより行うこととする。
- 3 この助成金に関し本市が行う次に掲げる手続は、電子申請システムを使用してこれらに係る通知等を受け取る旨の申請者の意思表示があるときに限り、電子申請システムを用いてオンラインで行うことができることとする。この場合において、当該手続に係る通知等に記載する事項は、当該手続を書面で行う場合において記載する事項その他必要な事項とする。
- (1) 助成金の交付決定及び概算交付決定
  - (2) 助成金の額の確定
  - (3) その他必要と認める手続
- 4 第2項後段の規定は、前項の規定によりオンラインで行われた本市の通知等を申請者が受領しようとする場合における本人確認について準用する。

(代表者変更及び解散届)

第12条 助成事業者は、代表者の変更があった場合又は単老を解散する場合は、代表者変更届(様式第9号)又は解散届(様式第10号)により速やかに、市長に報告しなければならないこととする。

(関係書類の整備)

第13条 助成事業者は、事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備しておかなければならないこととする。

2 前項に規定する書類等の保存期間は、事業完了後5年間とする。

(調査及び是正措置)

第14条 市長は、必要と認めるときは、助成事業者に対し、事業に関する資料の提出を求めるなど、必要な調査を行うことができることとする。

2 前項の調査により不適正な事項があったときは、助成事業者に対し、その是正の指導、交付決定の取消しその他の必要な措置をとることとする。

(助成金の返還)

第15条 助成事業者が事業に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができることとする。この場合において、当該取消しの部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

2 編入前の下益城郡城南町の区域の単老に対する助成金の額は、第3条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までの間、年額48,000円（加入者数30人未満の単老にあつては、年額30,000円）の老人クラブ活動助成金とする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

老人クラブ名： \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 校区 \_\_\_\_\_ 町内 (地区)

(代表者) 住 所：熊本市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

氏 名：会長 \_\_\_\_\_

電 話：自宅 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

携帯 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 助成事業の名称

年度 熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金

2 助成事業の目的及び内容

高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉・健康の増進に資することを目的として老人クラブ活動を行うもの。

3 交付を受けようとする助成金の額及びその算出基礎

(1) 助成対象事業費 円

(2) 助成金額 円

(内容) ※ 老人クラブ活動助成金

基準単価 (4,000 円) × 活動月数 ( \_\_\_\_\_ 月) = \_\_\_\_\_ 円

※ 老人クラブ健康増進助成金 5,000 円

4 添付書類

(1) 年間活動計画書

(2) 収入支出予算書

(3) 会員名簿

(4) 会則

(5) その他

住 所  
申請者 名 称  
代表者

様

熊本市長

熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度事業に対する熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金については、熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 助成事業の名称  
年度 熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金
- 2 助成事業の目的及び対象となる事業  
高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉・健康の増進に資することを目的として行う老人クラブ活動
- 3 助成対象事業費及び助成金額は、次のとおりとする。

助成対象事業費	円
助 成 金 額	円
- 4 助成金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。  
ただし、助成事業等の性質上その事業の終了前に交付することが適当と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。
- 5 交付の条件は、次のとおりとする。
  - (1) 助成事業等に要する予算を変更し、又は助成事業等の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
  - (2) 助成事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
  - (3) 助成事業等が予定の期間内に完了しないとき又は助成事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
  - (4) 助成事業終了後速やかに、事業実績報告書及び決算書を市長に提出しなければならない。
- 6 助成条件に違反したとき、不正行為がなされたときその他市長が助成を不相当と認めたときは、助成を取り消し、若しくは助成決定額を減じ、又は既に交付されたものについて返還を命ずることがある。
- 7 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 8 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

助成事業計画変更申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

老人クラブ名: \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 校区 \_\_\_\_\_ 町内 (地区)

(代表者) 住 所: 熊本市 \_\_\_\_\_ 区

氏 名: 会長 \_\_\_\_\_

電 話: 自宅 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

携帯 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

年 月 日付け 発第 \_\_\_\_\_ 号で助成金交付決定通知のあった \_\_\_\_\_ 年度事業については、  
下記のとおり変更したので承認願います。

記

1 助成事業の名称

年度 熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金

2 変更の内容

(1) 助成対象経費

変更後	変更前
円	円

(2) 助成金

変更交付申請額 (A)	当初の交付決定額 (B)	差額 (A) - (B)
円	円	円

3 変更の理由



発第 号  
年 月 日

住 所  
申請者 名 称  
代表者 様

熊本市長

熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付取消・変更通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金については、熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付要綱第7条の規定により次のとおり取消・変更したので通知します。

記

- 1 取消・変更後の助成金額  
円
- 2 取消・変更の理由

実績報告書

年 月 日

熊本市長 (宛)

老人クラブ名： \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 校区 \_\_\_\_\_ 町内 (地区)

(代表者) 住 所：熊本市 \_\_\_\_\_ 区

氏 名：会長 \_\_\_\_\_

電 話：自宅 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

携帯 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

年度の当クラブの事業実績について下記のとおり報告します。

記

1 助成事業の名称

年度 熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金

2 活動月数

ヶ月

3 会員数 ( 年 月 日現在 )

男性	名	女性	名
合計	名		

4 添付書類

(1) 年間活動報告書

(2) 収入支出決算書又は決算見込書

発第 号  
年 月 日

住 所  
名 称  
代表者 様

熊本市長

熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付確定通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金については、熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付要綱第9条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

助成金 円

様式第7号(第10条関係)

熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金概算交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

老人クラブ名： \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 校区 \_\_\_\_\_ 町内 (地区)

(代表者) 住 所：熊本市 \_\_\_\_\_ 区

氏 名：会長 \_\_\_\_\_

電 話：自宅 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

携帯 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

年 月 日付け 発第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定通知のあった \_\_\_\_\_ 年度熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金について、下記のとおり概算交付いただきますようお願いいたします。

記

1 助成金概算交付申請額

円

2 助成金の概算交付申請理由

発第 号  
年 月 日

住 所  
名 称  
代表者 様

熊本市長

熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金概算交付通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金については、熊本市老人クラブ活動助成金及び老人クラブ健康増進助成金交付要綱第10条の規定により下記のとおり概算交付します。

記

助成金概算交付額

円

(交付の条件)

助成事業等終了後、次に掲げる実績報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 年間活動報告書
- (2) 収入支出決算書又は決算見込書
- (3) その他

代表者変更届

年 月 日

熊本市長 (宛)

老人クラブ名 : \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 校区 \_\_\_\_\_ 町内 (地区)

(代表者) 住 所 : 熊本市 \_\_\_\_\_ 区

氏 名 : 会長 \_\_\_\_\_

電 話 : 自宅 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

携帯 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

年 月 日付けで下記のとおり当クラブの代表者が変わりましたので報告します。

記

- 1 前代表者氏名
  
- 2 新代表者の氏名  
上記、申請者氏名のとおり
  
- 3 変更の理由

解 散 届

年 月 日

熊本市長 (宛)

老人クラブ名 : \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 校区 \_\_\_\_\_ 町内 (地区)

(代表者) 住 所 : 熊本市 \_\_\_\_\_ 区

氏 名 : 会長 \_\_\_\_\_

電 話 : 自宅 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

携帯 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

年 月 日付けで下記の理由により当クラブは解散しましたので報告します。

記

解散の理由